

協福島支部発第 200121-01 号
令和 2 年 1 月 21 日

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 殿

全国健康保険協会福島支部
支部長 齋藤 博典

令和 2 年度都道府県単位保険料率の変更に係る意見の提出について

標記について、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 7 項に基づき、下記のとおり意見の申出を行います。

記

1. 令和 2 年度の福島支部の都道府県単位保険料率

算出された福島支部の保険料率は 9.71%

2. 評議会の意見

福島支部評議会を開催し、福島支部の都道府県単位保険料率について、評議員の意見を聴取しました。その意見は別添のとおりです。

3. 当職の意見

協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割から安定的な運営が求められています。加えて、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回る現状や将来的に高齢化に伴う拠出金の増加が見込まれることから、当協会として平均保険料率 10%を維持し、当支部保険料率が 9.71%となることを了承いたします。

ただし、準備金に関しては、法令の必要額と現状の準備金残高が大きく乖離していることから、協会けんぽとして、将来に向けて、準備金水準についての踏み込んだ議論が必要であると考えます。

また、保険料率やインセンティブ制度等については、加入者や事業主の皆様にご理解いただき、行動変容に繋げるための周知・広報が重要であり、協会けんぽ全体の広報機能を強化することが必要であると考えます。

以上

都道府県単位保険料率の変更に関する評議会の意見

福島支部の都道府県単位保険料率に関する評議会の意見は下記のとおりです。

記

- 短時間労働者の適用拡大もあり、会社の負担は増えている状況である。準備金残高が積みあがっている状況を見れば、単年度収支を前提として保険料率を下げて欲しいという思いはあるが、後期高齢者支援金の増加等の将来の厳しい予測を示されると、平均保険料率 10%維持はやむを得ないと考える。
- 医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回る現状や将来的に高齢化に伴う拠出金の増加が見込まれることを踏まえ、中長期的に見て平均保険料率 10%を維持するという方向性は理解できる。
- 協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割から安定的な運営が求められており、国庫補助金が投入されている。現状の単年度収支の黒字は純粋な黒字ではなく、国庫補助金が投入された上での黒字ということを忘れてはならず、安易に短期的な視点で保険料率を下げるという議論をすべきではないと考える。
- 令和 2 年度の収支見込では 4.8 か月分の準備金が積みあがるとのことだが、保険料を負担する側からすれば、準備金はどこまで積み上げる必要があるものなのか不透明である。将来の厳しい見通しを踏まえれば、平均保険料率 10%維持はやむを得ないと理解しつつも、事業主としては負担軽減のために保険料率を引き下げて欲しいという思いはある。保険料率の議論を進めるにあたっては、加入者の負担軽減という視点を持っていただきたい。
- 現状、医療費適正化を推進して支出を減らそうという議論は積極的にされているが、一方で保険料収入についての議論が無ければ、保険料率を引き下げようという議論はこれ以上の展望が開けないように思われる。例えば、保険料収入について、どうすれば被保険者の賃金の上昇が見込めるか等、これまでと異なった視点からの議論が必要と考える。

以上